

宍粟市議会事務局規程の一部を改正する規程をここに発令する。

令和5年12月1日

宍粟市議会議長 浅田 雅 昭

宍粟市議会訓令第1号

宍粟市議会事務局規程の一部を改正する規程

宍粟市議会事務局規程（平成17年宍粟市議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前				改 正 後			
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）			
公印の名称	寸法（mm）	書体	使用区分	公印の名称	寸法（mm）	書体	使用区分
[略]				[略]			
<u>宍粟市議会議会運営委員長之印</u>	方 21	れい書	<u>市議会議会運営委員長名をもってする一般文書</u>	<u>宍粟市議会議会運営委員長之印</u>	方 21	れい書	<u>市議会議会運営委員長名をもってする一般文書</u>
<u>宍粟市議会決算特別委員長之印</u>	方 21	れい書	<u>市議会決算特別委員長名をもってする一般文書</u>	[略]			
<u>宍粟市議会予算特別委員長之印</u>	方 21	れい書	<u>市議会予算特別委員長名をもってする一般文書</u>	[略]			
[略]				[略]			
備考 この表において、下線を付した部分及び太枠の部分は改正箇所を示し、[] の記載は注記である。							

附 則

この訓令は、発令の日から施行する。